

機能別委員会運営要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（組織）

第 1 条 機能別委員会の構成及び委員会の庶務を処理する事務局の担当は以下のとおりとする。

委員会名	構成（○印は委員長）	事務局
企画委員会	○会長 副会長 会長特別補佐 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 3 名以内の委員	運営企画部 広報・渉外部
科学者委員会	○副会長（日本学術会議会則（以下「会則」という。）第 16 条第 1 号担当） 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員 若手アカデミー会員 1 名 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 3 名以内の委員	審議部
国際委員会	会長 ○副会長（会則第 16 条第 4 号担当） 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 3 名以内の委員	国際部
財務委員会	○副会長（会則第 16 条第 5 号担当） その他の副会長 各部の部長	管理部
社会活動・広報委員会	○副会長（会則第 16 条第 3 号担当） 各部の 1 名の会員 地区会議代表幹事会の会員 1 名（委員長を除く。） 若手アカデミー会員 1 名 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 15 名以内の委員	広報・渉外部 審議部
意思の表出 対応委員会	○副会長（会則第 16 条第 2 号担当） 以下の各号に掲げる 15 名以内の会員又は連携会員 （1）副会長（会則第 16 条第 2 号担当）が指名する会員 又は連携会員 （2）各部の部長が指名する会員又は連携会員	審議部
中期的な活動計画・年度計画委員会	○会長 副会長 会長特別補佐 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員	運営企画部
自己点検評価委員会	○会長 副会長 会長特別補佐	運営企画部

	各部 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員	
--	------------------------------	--

（雑則）

第 2 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他機能別委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。